

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「独創的な製品開発を通じて社会に貢献し、信頼される企業となること」を目指して創業した企業であり、その実現には、株主、投資家や顧客をはじめ、取引先、地域社会、社員等の各ステークホルダーと良好な関係を築き、顧客にご満足いただける製品を提供することによって、長期安定的な成長を遂げていくことが重要と考えてまいりました。

当社のコーポレート・ガバナンスも、こうした思想の延長上に構築・充実してきたものであり、倫理行動規範の制定や内部監査などによる法令違反行為の未然防止、執行役員制度導入による意思決定と執行の分離・迅速化、社外取締役・社外監査役の選任による取締役会・監査役会の機能強化、決算情報の適時開示などによるディスクロージャ等、健全な企業活動を推進しております。

これらの仕組みや体制に加え、当社の創業理念を経営陣・社員が共有・醸成していくことによって、高い倫理観に基づいた意思決定と業務の執行に努めています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
エヌエフ回路取引先持株会	567,700	9.04
北野 順子	487,199	7.76
東京中小企業投資育成株式会社	297,000	4.73
エヌエフ回路設計ブロック社員持株会	251,791	4.01
株式会社三菱UFJ銀行	219,000	3.49
チェース マンハッタン バンク ジーティーエス クライアンツ アカウント エスクロウ	180,400	2.87
高橋 常夫	158,200	2.52
株式会社みずほ銀行	150,000	2.39
田村 哲夫	148,000	2.36
北崎 哲也	135,474	2.16

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

3月

業種

電気機器

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長 (社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
古田雄久	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
古田雄久	○	独立役員に指定しております。	<社外取締役選任理由> 企業法務、金融法務における幅広い知識と経験に加えて行政実務経験をも有していることから、コンプライアンスをはじめとする取締役としての機能発揮を期待し、社外取締役として選任するものです。 <独立役員指定理由> 当社経営陣との利害関係を一切有していないことから、経営の客観性・中立性確保をはじめとする幅広い観点からの経営監視を期待しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査は、代表取締役社長の直轄組織として設置した内部統制監査室（1名）が担当しており、随時代表取締役社長の指示に基づき、必要な場合には子会社を含めて、財務報告の信頼性、コンプライアンスの観点に加え、業務の有効性・効率性の観点から業務監査を実施しております。監査役は、取締役会並びに取締役をはじめ執行役員等の意思決定、業務遂行等に対する監視機能を果たすとともに、会計監査人との連携により監査の実効性を高めております。また、監査役は、原則毎月開催される監査役会において相互に意見交換を行っております。監査役による監査と内部監査部門による監査はそれぞれ独立して適切に実施されておりますが、グループガバナンスが適切に機能するよう、監査結果について随時情報共有する等しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
浅原 真	他の会社の出身者													
池上 雅幸	他の会社の出身者										△			
辻 毅一郎	学者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

浅原 真	○	独立役員に指定しております。	<社外監査役選任理由> 電機業界における幅広い経験と知識を有し、また、当社の社外監査役を21年間務め当社の事業内容等に精通しており、監査役としての職責を適切に果たしていることから、経営全般に対する監査機能を期待しています。 <独立役員指定理由> 当社経営陣との利害関係を一切有していないことから、経営の客観性・中立性確保をはじめとする幅広い観点からの経営監視を期待しています。
池上 雅幸	○	独立役員に指定しております。	<社外監査役選任理由> 自動車業界において、研究者として長年に亘り研鑽を重ねたことに加えて、管理部門における幅広い経験を有しており、経営全般に対する監査機能を期待しています。 <独立役員指定理由> 当社経営陣との利害関係を一切有していないことから、経営の客観性・中立性確保をはじめとする幅広い観点からの経営監視を期待しています。
辻 毅一郎	○	独立役員に指定しております。	<社外監査役選任理由> 大学教授として深い学識と高い見識を有することに加えて、長年に亘り大学経営に携わった経験を有しており、経営全般に対する監査機能を期待しています。 <独立役員指定理由> 当社経営陣との利害関係を一切有していないことから、経営の客観性・中立性確保をはじめとする幅広い観点からの経営監視を期待しています。

[独立役員関係]

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

平成19年3月23日の取締役会決議に基づき、退職慰労金制度を廃止し、役員報酬の一部に株価連動型報酬を導入しました。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

役員報酬の内容

取締役 4名 122,256千円 (うち社外取締役1名 6,616千円)

監査役 3名 23,552千円 (うち社外監査役3名 23,552千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の基本報酬、役員賞与および新株予約権による報酬は、株主総会で決議いただいた取締役報酬総額の範囲内で、業績、一般水準等を総合的に勘案のうえ取締役会において総額を決定し、各取締役の報酬は、各取締役の職務、責任および実績等に応じて代表取締役が決定することしております。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

専任ではありませんが、監査役の職務を補助すべき使用人を置いており、関係部門とも協働して補助業務を遂行しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 企業統治の体制

(企業統治の体制の概要)

当社は監査役会設置会社です。

イ 当社の取締役会は、取締役5名(うち社外取締役1名)で構成され定例(原則として毎月1回)および臨時に開催しており、経営の基本方針、経営計画、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定するとともに、子会社取締役会から業務執行、事業および財務状況の報告を受けること等を通じた子会社の監督を含め、グループの業務執行の状況を逐次監督する機能を果たしています。

また取締役会は、担当業務に関する責任者として執行役員を選任し、取締役会の決定する経営基本方針に基づく業務執行を行わせ、代表取締役社長および取締役会の要請に基づいて、担当業務の執行状況を報告、意見具申させています。また、代表取締役社長は、執行役員を中心とする経営会議を主宰し、原則として毎月1回、経営基本方針の確認、業務執行上の課題や進捗状況等に関する審議、意思決定、情報共有を行い、基本方針の組織内への徹底を図っています。

ロ 監査役会は、社外監査役3名(うち常勤監査役2名)で構成されており、豊かな経営経験や知識等を備えた人材が就任し、監査役会において定めた監査方針、監査計画に基づいて、当社および必要な場合には子会社の監査を行い取締役会に対して監査結果の報告、提言を行うほか、代表取締役社長との個別意見交換や内部統制監査室、会計監査人との意見交換を通じ、当社グループにおける業務遂行に対して適切に、監査を行っています。

また、これらの監査が実効的に行われるよう取締役会議事録、稟議書等の重要な文書の閲覧、監査上必要な場合には取締役、使用人に対して説明を求める体制、監査役に対して報告した者が不利な扱いを受けないことを確保するためその異動や人事考課等に関して監査役が取締役にその理由開示を求めることができる体制等を設けています。

2. 内部監査及び監査役監査等の状況

内部監査は、代表取締役社長の直轄組織として設置した内部統制監査室(1名)が担当しており、随時代表取締役社長の指示に基づき、必要な場合には子会社を含めて、財務報告の信頼性、コンプライアンスの観点に加え、業務の有効性・効率性の観点から業務監査を実施しております。

監査役は、取締役会並びに取締役をはじめ執行役員等の意思決定、業務遂行等に対する監視機能を果たすとともに、会計監査人との連携により監査の実効性を高めております。また、監査役は、原則毎月開催される監査役会において相互に意見交換を行っております。

監査役による監査と内部監査部門による監査はそれぞれ独立して適切に実施されておりますが、グループガバナンスが適切に機能するよう、監査結果について随時情報共有する等しています。

3. 社外取締役及び社外監査役

社外取締役は取締役5名のうち1名、監査役は3名全員が社外監査役であります。

社外取締役は、企業法務、金融法務における幅広い知識と経験に加えて行政実務経験をも有していることから、コンプライアンスをはじめとする取締役としての機能を適切に果たしうるものと考えております。

また、社外監査役は、企業経営や業界等に関する豊かな知識・経験を備えており、取締役の職務遂行をはじめ執行役員等の業務執行等経営全般に対する監視、監督等の機能を適切に果たしうるものと考えております。

社外取締役、社外監査役と当社グループとの人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社は社外取締役、社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準または方針を独自に設けてはおりませんが、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考として、一般株主との利益相反が生じるおそれがない独立した立場にあることを前提として選任を行っております。

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役および社外監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。この契約において当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役および社外監査役が責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がないときとし、損害賠償責任限度額は、法令の定める額としています。

4. 役員の報酬等

(取締役)

取締役の基本報酬、役員賞与および新株予約権による報酬は、株主総会で決議いただいた取締役報酬総額の範囲内で、業績、一般水準等を総合的に勘案のうえ取締役会において総額を決定し、各取締役の報酬は、各取締役の職務、責任および実績等に応じて代表取締役が決定することしております。

(監査役)

監査役の基本報酬、役員賞与は、株主総会で決議いただいた監査役報酬総額の範囲内で、各監査役の職務と責任等に応じた報酬額を監査役の協議によって決定することしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当社業務に精通した業務執行取締役と独立した立場の社外取締役からなる取締役会が、的確かつ迅速に重要な業務の執行決定と取締役による職務執行の監督を行うとともに、法的に強い監督権を有する監査役が、公正不偏の立場から、取締役の職務執行を監査し経営の監督機能の充実に資する体制が、経営の効率性と公正性を確保し、当社の健全で持続的な成長にとって有効であると判断しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成30年6月26日開催の当社第65回定時株主総会招集ご通知は、平成30年6月4日に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会終了後に、株主の皆様により詳しく当社をご理解いただくべく、当社の施策説明や経営陣紹介等を行い、意見交換する場を設けております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ (http://www.nfcorp.co.jp/)に、決算説明資料、財務情報、プレスリリースなどのIR資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	グループ事業管理本部がIRに関する業務を分掌しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの役員およびすべての従業員に、ステークホルダーの立場を尊重した行動規範を定め、周知徹底を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001に審査登録し、ゴミの資源化・省エネ活動をはじめ、環境に配慮した製品(RoHS指令対応製品)の実現等に取り組んでおります。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において内部統制システムの整備に関する基本方針を決定し、整備、運用してきましたが、平成27年5月の改正会社法施行を機に平成27年5月29日開催の取締役会において、改めて次のとおり基本方針を決議しました。この方針に基づいて、内部統制システムの充実、運用を引き続き進めていきます。

1. 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社および子会社（以下、グループという。）は、グループの経営理念、行動規範に則り、グループ全体のコンプライアンス体制の構築を図る。また、グループ役員に対して、コンプライアンス教育・研修を継続的に実施する。
- (2) コンプライアンスの責任者を任命し、グループのコンプライアンスを統括する委員会を所管させ、法令、会計原則、その他社会規範に適合するよう適時にグループのルールの見直しを行うことをはじめ、グループ横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。
- (3) 代表取締役社長は、内部監査部門を直轄し、その指示に基づき業務執行状況の内部監査を行わせる。
- (4) 社外の第三者、監査役、コンプライアンスの責任者等に対して、グループの使用人が直接通報できるグループの内部通報制度を構築する。

2. 当社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループの業務遂行が、法令、会計原則、その他社会規範に照らして適切なものとなるよう、取締役会は、業務の遂行状況を監督する。
- (2) 取締役会は、子会社取締役会に定期的に業務執行、事業および財務の状況に関する報告を行わせる。
- (3) 内部監査部門は、グループの業務の適正を確保するため、当社における内部監査に加え、必要場合は代表取締役社長の指示に基づいて子会社の業務監査をも実施する。
- (4) 子会社監査役は、当社の監査役と緊密な連携等の適切な体制を構築する。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社は、株主総会議事録、取締役会議事録その他作成、保管が法定されている文書（電磁的記録を含む。）ならびに稟議書その他適正な業務執行を確保するために必要な文書および情報については、法令および規程等に基づいて、適切に作成、保存、管理する。
- (2) 取締役、監査役は、前項の文書および情報を何時でも閲覧できるものとする。

4. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社取締役会は、取締役会に対して定期的に業務執行、事業および財務の状況に関する報告を行う。

5. 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会は、グループの活動の持続発展を脅かすあらゆるリスクに対処すべく、リスクマネジメント体制を構築し、リスクの棚卸、リスクアセスメント、対応・軽減措置を行う。
- (2) このため、グループコンプライアンスを統括する委員会に、グループが抱えるリスク棚卸の統括を行わせる。
- (3) 取締役会は、リスク管理の状況について、子会社に定期的に報告させる。
- (4) グループ役員に対して、リスク管理に関する教育・研修を行う。

6. 取締役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 執行役員制度を導入し、その業務執行責任を明確化するとともに、取締役会の意思決定の迅速な執行と取締役会の監督機能の強化を図る。
- (2) 取締役会は、子会社の機関設計および業務執行体制について随時見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう監督する。
- (3) 内部監査部門は、財務報告の信頼性、コンプライアンスの観点に加え、業務の有効性・効率性の観点からも監査を実施する。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人（以下、補助使用人という。）の配置ならびにその取締役からの独立性および補助使用人に対する指示の実効性に関する事項

- (1) 監査役が求めた場合には、補助使用人を監査役付として置くこととする。
- (2) 補助使用人を置く場合、その任命・異動、人事評価および懲戒については、事前に監査役の意見を聴取し、これを尊重する。
- (3) 監査役が必要かつ適切と認める場合には、補助使用人が監査役に同行して、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保または代表取締役社長や会計監査人との意見交換の場に参加する機会を確保する。
- (4) 補助使用人は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。

8. 取締役および使用人または子会社の取締役等および使用人もしくはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

- (1) グループの取締役等および使用人は、監査役から求められた事項について速やかに報告を行う。
- (2) 子会社の取締役会は、取締役会に対して定期的に業務執行、事業および財務の状況に関する報告を行う。
- (3) 内部監査部門は、その監査計画や監査結果について、監査役の要請がある場合には意見交換を行う。
- (4) グループの内部通報制度では、通報の窓口の一つを監査役とし、またこれ以外の通報窓口に対する通報があった場合はグループコンプライアンスを統括する委員会の委員長がこれを監査役に対して報告する。

9. 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 前項の報告をした者を不利に扱うことを禁止し、このことをグループ役員に対する教育・研修において徹底する。
- (2) 報告をした者の異動、人事考課および懲戒等に関して、監査役がその理由開示を求めた場合には、取締役はこれを開示しなければならない。
- (3) グループ内部通報制度においては、通報者が通報の窓口以外への氏名非開示を希望する場合には、これを遵守する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行に関係しない場合を除き、これに応じる。
- (2) 内部監査部門は、その監査計画や監査結果について、監査役の要請がある場合は監査役と意見交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は経営理念の下で企業としての使命や社会的責任を果たしつつ事業を持続的に発展させていくため「エヌエフで働く私たちの規範」を定めており、その中で、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとの基本方針を定めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、総務主管部門を反社会的勢力及び団体への対応統括部署としております。また平素から、警察・弁護士等の外部専門機関との連絡を密にし、不当要求や妨害行為等が発生した場合はもとより、取引関係の異動時には随時、外部専門機関と連携し組織的に対応する体制としております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

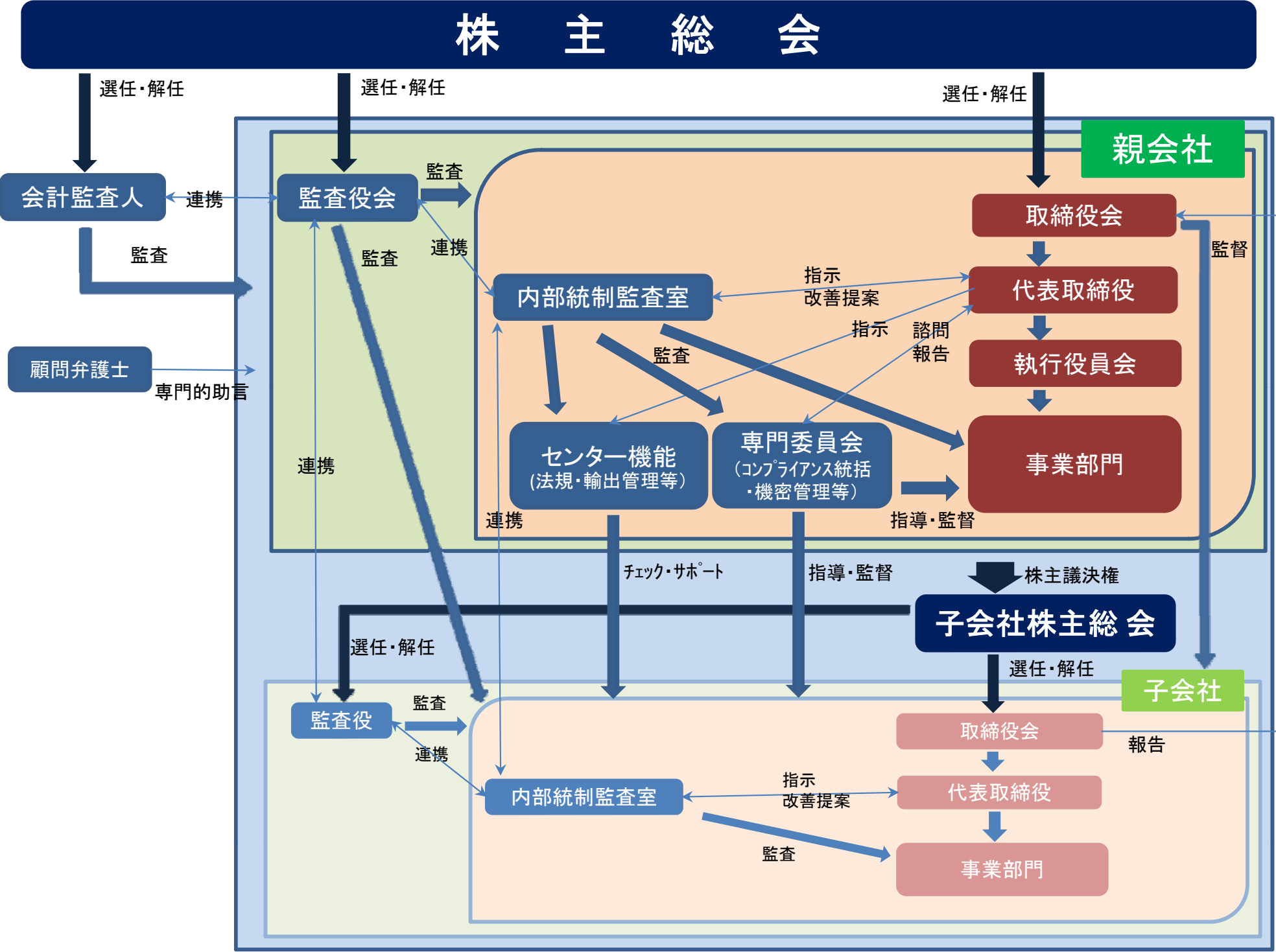
該当項目に関する補足説明

当社は、平成20年6月27日開催の定時株主総会決議に基づいて「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」を導入後、最近では平成29年6月27日開催の定時株主総会決議に基づいて若干の修正を施した上で継続導入しています。
本件の詳細につきましては、当社ホームページ(<http://www.nfcorp.co.jp/>)にその開示資料を掲載しております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

――

■内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制の模式図



■適時開示体制の概要(模式図)

